

知多市建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市及び知多市水道事業（以下「市等」という。）が、知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）に準じて、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（CALS／EC） あいち電子自治体推進協議会が運用する、建設工事等に係る入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札、開札、入札結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネット等の情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。
- (2) 電子入札システム 電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札、開札、落札者決定等の手続を処理するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムを利用して電磁的記録の送受信により執行する入札手続をいう。
- (4) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）により、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子調達システムに対応しているカードをいう。
- (6) 契約事務担当者 市等において、入札執行者から指名を受け、電子入札の事務手続を担当する職員をいう。

(優先順位)

第3条 この要領の規定は、電子入札において知多市建設工事関係等入札者心得書

(以下「入札者心得書」という。)に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、入札者心得書の規定を適用する。

(入札執行者)

第4条 電子入札の入札執行者は、財政課長又は水道課長をもって充てる。ただし、財政課長又は水道課長が都合により執行できない場合は、あらかじめその者が指名した者が執行するものとする。

(利用者登録)

第5条 電子入札に参加しようとする者は、ＩＣカードにより、電子入札システムに企業情報、代表窓口情報及びＩＣカード利用部署情報を登録しなければならない。

2 電子入札システムに登録した者は、利用者登録済みのＩＣカードが失効した場合は、新たに取得したＩＣカードにより再度、利用者登録を行わなければならない。

3 電子入札システムに登録した者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに、登録の変更を行わなければならない。

(ＩＣカードの名義)

第6条 ＩＣカードの名義人は、知多市建設工事等の入札参加資格及び格付の審査等に関する要領第8条第2項に規定する有資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者とする。

2 名義人を変更すべき事由が発生した場合は、新たな名義人によるＩＣカードの再取得を行うまでは電子入札に参加することができない。

(案件登録)

第7条 契約事務担当者は、電子入札により入札を実施することとした案件については、制限付一般競争入札にあっては告示後、指名競争入札にあっては指名審査会の審査を経て市長が決定した後、又は指名審査会を経ない案件は競争入札参加業者決定伺の決裁後、速やかに、入札案件の概要を電子入札システムに登録するものとする。

2 前項の規定による登録後、その内容について錯誤があった場合は、登録を取り消す旨の追記を行うとともに新規案件として改めて登録するものとする。

3 前項の追記前に、制限付一般競争入札における技術資料の提出があった入札参加者に対しては、電話等の確実な方法で連絡し、必要に応じて技術資料を再提出する

よう依頼するものとする。

（開札予定日等）

第8条 開札予定日は、原則として入札書受付締切予定日の翌日とする。

2 前条の規定による登録（以下「案件登録」という。）の後、特別の事情により前項の日程を変更する場合は、速やかに、その旨の変更登録を行うものとする。

（紙入札への変更）

第9条 案件登録後、契約事務担当者の使用に係る電子入札システム端末機の障害、広域停電等のために、電子入札の実施が不可能となった場合で、障害の程度により確実な電子入札の実施が見込めないと判断したときは、電子入札を紙入札へ変更するものとする。この場合において、契約事務担当者はすべての入札参加者に対し、次に掲げる事項を電話等の確実な方法で速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（第1号様式）により通知しなければならない。

（1）入札方法を紙入札に変更したこと。

（2）既に電子入札システムにより提出を完了しているものは、入札書を除き有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しないこと。ただし、契約事務担当者において提出の確認ができないため、再度提出することを要するものがある場合は、入札参加者は書面により再度提出するものとする。

（3）既に送信された入札書は無効とし、開札を行わないこと。

（4）既に入札書の送信を完了した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。

（5）前各号に掲げるもののほか、紙入札に係る必要事項

（電子入札システムによる送信）

第10条 電子入札による事後審査型制限付一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより次に掲げるものを契約事務担当者へ送信するものとする。

（1）入札参加申込書

（2）入札書

（3）工事費等の内訳書（ただし、1MBを超えないものに限る。）

（4）辞退届

2 電子入札による指名競争入札において指名通知を受けた者は、電子入札システム

により次に掲げるものを契約事務担当者へ送信するものとする。

- (1) 受領確認書
- (2) 入札書
- (3) 工事費等の内訳書（ただし、1MBを超えないものに限る。）
- (4) 辞退届

3 契約事務担当者は、電子入札による事後審査型制限付一般競争入札において、電子入札システムにより次に掲げるものを送信するものとする。

- (1) 入札参加申込書受付票
- (2) 入札書受付票
- (3) 入札締切通知書
- (4) 落札候補者決定通知書
- (5) 落札者決定通知書
- (6) 調査・保留通知書
- (7) 取止め通知書
- (8) 中止通知書
- (9) 日時変更通知書

4 契約事務担当者は、電子入札による指名競争入札において、電子入札システムにより次に掲げるものを送信するものとする。

- (1) 指名通知書
- (2) 入札書受付票
- (3) 入札締切通知書
- (4) 落札者決定通知書
- (5) 調査・保留通知書
- (6) 再入札通知書
- (7) 取止め通知書
- (8) 中止通知書
- (9) 日時変更通知書

5 第1項から第4項までの電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は別表のとおりとする。

6 電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止して、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が可能と判断できるときに限り認めるものとする。

7 第1項及び第2項に規定するもののほか、特に指定のない限り財政課又は水道課に郵送又は持参により提出するものとする。

(紙入札での参加)

第11条 電子入札案件において、既に電子入札業者として登録している入札参加者でやむを得ず紙入札を希望する者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。この場合において、紙入札の承認を得ようとする者は紙入札方式参加承認願(第2号様式)を契約事務担当者に提出しなければならない。

2 前項の規定により紙入札方式参加承認願の提出があった場合は、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札方式参加承認書(第3号様式)をもって紙入札での参加を承認するものとする。

(1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合

(2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカード取得手続中の場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、紙入札による手続の進行に支障が生じない場合

3 前項の規定により紙入札での参加を承認した場合、契約事務担当者は速やかに当該入札参加者を紙入札業者としての登録を行い、当該入札参加者に対しては、以降、当該電子入札に限り、電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。

4 第2項の規定により紙入札の承認を受けた者は、紙入札書(第4号様式)に紙媒体の工事費等の内訳書を添付して入札するものとする。

5 紙入札における書類の提出の日時は、電子入札と同一とし、当該書類を契約事務担当者に提出するものとする。

- 6 入札執行者は、紙入札参加者から受領した紙入札書を速やかに契約事務担当者から受け取り、開札まで保管するものとする。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに第10条の辞退届を送信するものとする。ただし、第9条及び前条の規定により紙入札を行おうとする者が辞退しようとする場合は、開札予定日時までに書面により入札辞退届（入札者心得書第2号様式）を提出するものとする。

(開札)

第13条 開札は、開札予定日時後速やかに行うものとする。

- 2 契約事務担当者は、開札予定日時までに、工事費等の内訳書が適正に作成されていることを確認するものとする。
- 3 入札参加者は、希望により開札に立ち会うことができるものとする。
- 4 第11条の規定により紙入札の承認を受けた者がある場合は、契約事務担当者はその者を開札に可能な限り立ち会わせて上で、紙入札書を開封し、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に一括で開札を行うものとする。
- 5 前項の場合において、紙入札の承認を受けた者が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。

(落札決定)

第14条 契約事務担当者は、開札後、次の確認を行うものとする。

- (1) 最低入札者の使用したICカードの名義人が正しいものであること。
- (2) 入札書を送信した時点において最低入札者の使用したICカードが有効期限内にあること。
- 2 入札執行者は、電子入札システムにおける落札決定の署名を行うものとする。
- 3 前項の署名は、くじ引きによる場合及び落札決定を保留する場合並びに入札の不調その他特段の事情により入札を取り止める場合も同様とする。

(電子くじによる落札者の決定)

第15条 入札執行者は、開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじによるくじ引きによって落札者を決定するものとする。なお、第11条第4項に定める紙入札書に電子くじ番号の

記載がない場合は、契約事務担当者が、紙入札書の到着順に電子入札システムの電子くじ番号自動生成機能を利用して付番された番号をもって、電子くじ番号を決定するものとする。

（電子入札の無効）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに市等に到達しない電子入札
- (2) 電子署名又は電子証明書のない電子入札
- (3) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人の I C カードを使用する等、I C カードを不正に使用して行った入札

（委任）

第 17 条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

（知多市電子入札試行要領の廃止）

- 2 知多市電子入札試行要領（平成 19 年知多市告示第 92 号）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

アプリケーションソフト	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2007 形式以上で作成したファイル
Microsoft Excel	Excel2007 形式以上で作成したファイル
その他	PDF（Adobe Acrobat で作成したもの） 画像ファイル（JPEG 又は GIF 形式） 圧縮ファイル（Zip 形式。ただし、自己解凍形式(EXE 形式)は認めない。）

第1号様式（第9条関係）

入札方法変更通知書

年 月 日

様

知多市長

下記工事の入札について、知多市建設工事等電子入札実施要領第9条の規定により、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

1 工 事 名

（委託業務名）

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

（委託場所）

4 管 理 番 号

5 既に送受信を完了しているものについて

（1）既に電子入札システムにより送受信を実施済みのものは有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しません（入札書は除く。）。

（2）既に送信された入札書は無効とし、開札は行いません。

（3）既に入札書を送信した方は改めて入札書を提出してください。

6 紙入札に関する事項

（1）入札日時

（2）入札場所

（3）その他

紙入札に係る留意事項は、知多市建設工事関係等入札者心得書を参照してください。

第2号様式（第11条関係）

紙入札方式参加承認願

年 月 日

知多市長 様

入札参加者 住 所

（名称及び
代表者氏名）

電話番号

下記の案件は電子入札案件ですが、下記理由により電子入札システムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1 工 事 名

（委託業務名）

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

（委託場所）

4 管 理 番 号

5 電子入札システムで参加できない理由（いずれかを選択し番号に「○」を付けてください。(3)については、やむを得ない事由を具体的に記入してください。)

(1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがないため

(2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカード取得手続中のため

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続の進行に支障が生じないため

やむを得ない事由

第3号様式（第11条関係）

紙入札方式参加承認書

年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで紙入札方式参加承認願の提出のあったことについて、下記のとおり承認します。

記

1 工 事 名
(委託業務名)

2 路線等の名称

3 工 事 場 所
(委託場所)

4 管 理 番 号

5 紙入札に関する事項

(1) 入札場所

(2) その他注意事項

ア 紙入札書（第4号様式）及び工事費等の内訳書を当該電子入札における受付日時までに契約事務担当者に提出してください。

イ 紙入札書には、電子くじ番号（3桁の任意の数値）を忘れずに記入してください。

ウ この承認を受けた場合は、以後、当該入札に限り電子入札に係る作業は行わないようにしてください。ただし、既に電子入札システムによる送受信を実施済みのものは、有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しません。

第4号様式（第11条関係）

紙 入 札 書

年 月 日

知多市長 様

入札参加者 住 所

（名称及び
代表者氏名）

印

電話番号

知多市建設工事関係等入札者心得書及び知多市建設工事等電子入札実施要領を承諾の上、
下記のとおり、入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記委託業務の受託料）

1 工 事 名

（委託業務名）

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

（委託場所）

- （注） 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。
2 路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。
3 訂正又は抹消した箇所には、押印のこと。
4 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に「金」を記入すること。

電子くじ番号			
--------	--	--	--

※3桁の数字を記入すること。